

川口市監査告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年1月5日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 榊原 秀忠

同 芝崎 正太

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

#### (2) 選定理由

補助目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和元年9月1日～令和元年9月30日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)決算諸表等	法令等に基づいて適正に処理されているか
(2)資産等の管理・運用	現金・預金等の管理は適切か
(3)財産管理	物品等の管理は適切に行われているか

### 4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年9月30日

## 5 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和4年11月29日

## 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係者から事務の執行状況について説明を聴取した。

### (1) 主な監査項目

#### ア 事業運営等

- (ア) 定款・経理規程等の整備
- (イ) 理事会等の開催状況
- (ウ) 決算諸表等の作成

#### イ 会計経理事務

- (ア) 社会福祉協議会補助金等の収入事務
- (イ) 消耗品等の支出事務
- (ウ) 現金・預金通帳等の管理

#### ウ 契約事務

- (ア) やすらぎ会館管理業務等の委託契約
- (イ) 電子計算機賃貸借契約

#### エ 財産管理

- (ア) 物品の管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

#### オ 事業の執行状況

- (ア) 自動販売機設置収益事業

## 第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 財産管理について

物品の管理において、川口市社会福祉協議会物品管理基準に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。